

ID: 3060

担当部署: ふるさと整備課

<b>処分の概要</b>	建築等について支障がない旨の承認		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市計画法 第37条第1号		
<b>法令番号</b>	昭和43年法律第100号		
<p><b>【基準】</b>                  法第37条第1号の規定による。                  (建築制限等)                  第37条 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。</p> <p>(2) 第33条第1項第14号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。</p>			
<b>標準処理期間</b>	20日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 22 年 3 月 30 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日